

## 坂井市教育振興基本計画（案）に対するパブリックコメントを実施します

坂井市では、教育の振興のための施策に関する基本的な計画となる「坂井市教育振興基本計画」を策定するため、庁内職員・教職員で構成するワーキンググループや幹事会により素案の検討をおこない、有識者等で組織する「坂井市教育振興計画策定委員会」で審議等を重ねながら、平成22年度中の完成に向けて取り組みを進めてきました。

計画は、義務教育の充実をはじめ、生涯学習の充実や歴史的資源の継承と活用、生涯スポーツのまちづくりなど、広く教育全般を対象としており、計画の期間は平成23年度から平成27年度までの5年間を予定しています。

このたび、計画（案）がまとまりましたので、その内容について、広く市民のみなさまからご意見をお伺いするため、下記のとおりパブリックコメントを実施します。

### ○意見の募集対象

「坂井市教育振興基本計画（案）」

※ 資料をPDFファイルでお届けします。

### ○募集期間

平成23年1月20日（木）から平成23年2月10日（木）まで

※ 郵便の場合、当日消印有効。それ以外は執務時間内必着（午前8時30分～午後5時30分）とします。

### ○資料の閲覧場所

- ・坂井市役所第2別館2階 教育委員会内 教育総務課
- ・各総合支所 地域振興課

### ○意見の提出方法

- ・直接持参 坂井市役所第2別館2階 教育委員会内 教育総務課
- ・郵送 〒919-0592 福井県坂井市坂井町下新庄1-1  
坂井市 教育委員会 教育総務課あて
- ・ファクシミリ 0776-68-1480
- ・電子メール [kyouiku@city.fukui-sakai.lg.jp](mailto:kyouiku@city.fukui-sakai.lg.jp)

※ 意見の提出については、指定の様式によりご意見をお寄せください。

なお、任意の様式でも、住所、氏名(法人その他の団体にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)、電話番号を明記してい

ただければ受付いたします。

(申し訳ございませんが、電話での提出はお断りさせていただきますのでよろしく申し上げます。)

○提出された意見の取り扱い

・提出された意見を考慮した上で、坂井市教育振興基本計画（案）の最終決定を行います。

・提出された意見に対する市の考え方は、意見をいただいた方々に個別に回答するのではなく、類似する意見を集約するなどして、意見の概要とそれに対する市の考え方を公表します。

また、案の修正を行った場合は、その修正案を公表します。

・個人情報等の取り扱いには十分注意するとともに、個人が識別できるような内容及び個人又法人等の権利利益を害する恐れのある情報（坂井市個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報及び坂井市情報公開条例第7条に規定する非開示情報）など公表することが不適切な情報については、公表しません。